

盛岡広域振興局長告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年8月20日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡和賀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町土館字百目木693番地先内	新	m 18.3～18.0	m 18.0
	旧	24.5～18.0	18.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成22年8月20日から同年9月20日まで